

# 調査・設計等分野における国土交通省直轄事業 の総合評価落札方式に関する一考察

吉田 純土<sup>1</sup>・森田 康夫<sup>2</sup>・大谷 悟<sup>3</sup>・南 昌宏<sup>4</sup>・小宮 朋弓<sup>5</sup>

<sup>1</sup>正会員 国土交通省国土技術政策総合研究所 (〒305-0804 茨城県つくば市旭1)  
E-mail: yoshida-j23j@nilim.go.jp

<sup>2</sup>正会員 国土交通省国土技術政策総合研究所 (〒305-0804 茨城県つくば市旭1)  
E-mail: morita-y92tc@nilim.go.jp

<sup>3</sup>正会員 国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所 (〒563-0027 大阪府池田市上池田2-2-39)  
E-mail: ootani-s86wk@kkr.mlit.go.jp

<sup>4</sup>非会員 国土交通省国土技術政策総合研究所 (〒305-0804 茨城県つくば市旭1)  
E-mail: minami-m925a@nilim.go.jp

<sup>5</sup>正会員 一般財団法人国土技術研究センター (〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-12-1)  
E-mail: t.komiya@jice.or.jp

国土交通省直轄事業の調査・設計等業務においては、総合評価落札方式が導入されて以来、各種の低入札対策の効果もあり、低入札落札は著しく減少した。その一方で、平均落札率はこの2～3年において82%付近を横ばいで推移し、入札価格が調査基準価格近傍に集中する傾向が強まっている。これは、技術力において優位な参加者が、技術力の優位性を入札価格に十分に反映させていないことが原因であるものと考えられる。過度な価格競争は、短期的な企業の利潤に結びつきにくい人材育成や技術開発に要する費用の削減を促し、長期的には建設業全体の技術力低下を招くことが懸念される。こうした状況を踏まえ、本研究では、総合評価落札方式の実施状況を分析するとともに、受注者の聞き取りを通じて明らかになった評価方法の課題について検討した。

**Key Words :** *consultant engineering, bidding system, Quality and Cost Based Selection (QCBS), low price bidding, evaluation approach about quality and price*

## 1. はじめに

国土交通省等が実施する公共工事や調査・設計等業務の入札・契約制度において、従前は、随意契約を除き、指名競争入札による価格競争が落札者を決定する方法として一般的であった。しかしながら、入札手続きの透明性、競争性の確保の観点から、平成6年から一定規模以上の業務に対して、公募型プロポーザル方式や公募型競争入札方式が導入されるようになった。さらには、平成11年度に価格に加えて技術力により落札者を決定する総合評価落札方式が公共工事に導入されて以来、順次、総合評価落札方式の適用範囲は拡大され、平成19年度に調査・設計等業務においても総合評価落札方式が試行され、平成20年度に本格導入された。

導入当初において、総合評価落札方式においても低入札落札が多発していたが、平成22年度以降、調査基準價

格を下回る入札に対して履行確実性評価が実施されることにより、大幅に低入札落札が減少した。

しかしながら、入札価格の詳細を見ると、この2～3年において平均落札率・平均入札率は、82%付近を横ばいで推移し、多くの入札が調査基準価格の直上で行われ、依然として価格を強く意識した入札が行われているようである。この原因として、優れた技術力を有する入札参加者が、その技術力の優位性を入札価格へ十分に反映させていないことが考えられる。

総合評価落札方式は、価格と技術力を総合的に評価し、優れた技術力を有する業者を選定し、成果品の品質確保や調査・設計等分野全体の技術力向上を目指すものである。技術力を有する業者が、その技術力に見合う適切な対価を得ず、仮に、そのことによる利潤の減少分を人材育成や技術開発等に要する費用で補おうとすれば、長期的には、品質確保等の総合評価落札方式本来の目的を達

成できなくなる恐れもある。これらを踏まえると、現行の総合評価落札方式における価格と技術の評価のあり方について、今一度、検証する必要があるものと考えられる。

そこで、本稿は、2.において、総合評価落札方式の実施状況について概観したうえで、総合評価落札方式において調査基準価格近傍に入札が集中している現状について概説する。3.においては、受注者聞き取り調査の結果から、調査基準価格近傍に入札が集中する原因が技術点の差が小さいことにある可能性を指摘し、4.において、入札・契約データから各入札における技術点差の分布状況を示し、評価等の課題や今後のあり方について考察する。

なお、本研究の分析対象は、国土交通省地方整備局と北海道開発局（以下、地方整備局等という）が実施した調査・設計等業務（土木コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務等のうち空港・港湾関係業務、農業関係業務を除いたもの）における業務としている。分析にあたって、入札額、評価点、予定価格等の入札データは、各地方整備局等HPや入札情報サービス<sup>3)</sup>等から収集した。

## 2. 総合評価落札方式の実施状況

### (1) 総合評価落札方式の適用状況

#### a) 結果

各地方整備局等が実施した調査・設計等業務について、全契約方式の実施件数に対する各方式の実施件数の割合を図-1に示す。総合評価落札方式の適用率は、平成19年度の試行的導入時の0.1%、平成20年度の本格導入時の2.5%から着実に増加し、平成23年度には41.8%まで達している。一方で価格競争方式の適用率は、平成19年度の52.3%から35.7%まで減少している。

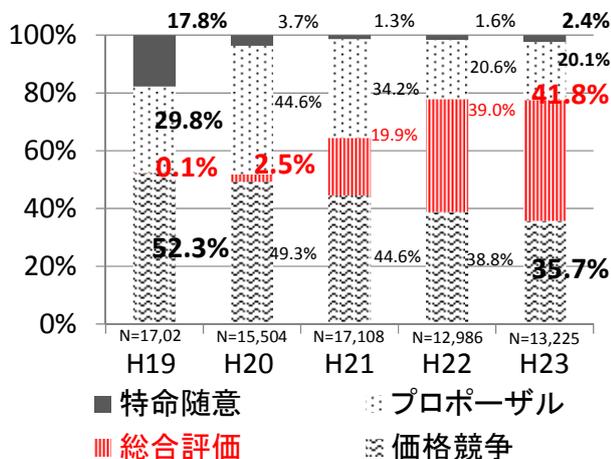


図-1 契約方式別発注件数割合の推移<sup>3)</sup>

### b) 考察

上記における契約方式別の適用率の増減は、価格競争方式で実施していた業務の多くが総合評価落札方式に移行したためであると考えられる。なお、プロポーザル方式の適用率の減少は、近年の限られた予算の中で整備効果を早期に発現させるため、完成・供用間近の事業における詳細設計や用地測量調査等（総合評価落札方式で実施されることが多い）が優先され、長期構想・計画業務等（技術的難易度が高く、プロポーザル方式で実施されることが多い）が減少したことが一因であると考えられる<sup>3)</sup>。

### (2) 総合評価落札方式の配点比率の適用状況

#### a) 結果

調査・設計等業務の総合評価落札方式においては、評価方法として除算方式（技術点を価格点で除して評価値を算出するもの）を採用する公共工事と異なり、加算方式を採用している。加算方式は、入札価格に応じて評価した価格点に、入札者の業務実績や技術提案内容等を評価した技術点を加えることによって評価値を算出するものであり、業務内容に応じて価格点と技術点の配分率（価格点：技術点）を1：1、1：2、1：3と設定することができる。平成21年度から平成23年度までの調査・設計等分野における総合評価落札方式の各配点比率の適用状況について図-2に示す。1：1の適用率は平成21年度の36.4%から平成23年度の43.7%へと増加した一方で、1：2は58.5%から55.0%へ、1：3は5.1%から1.3%へと減少した。

業種別で見た場合、測量業務における1：1の適用率が86.8%（平成23年度）と著しく高く、1：3の適用率は土木コンサルタント業務において2.1%と最も高い。しかしながら、土木コンサルタント業務における1：3の適用率は平成21年度の7.7%から平成23年度の2.1%へと急減している。

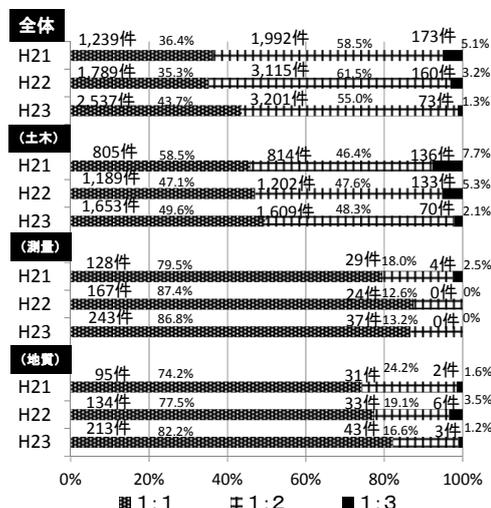


図-2 配点比率別発注件数の推移<sup>3)</sup>

b) 考察

平成21～23年度の1：1による発注件数の増加は、価格競争方式からの移行により、技術的難易度の比較的低い業務も総合評価落札方式で実施されるようになったためであると推察される。一方、1：3における発注件数の減少は、プロポーザル方式による発注件数の減少と同様に、事業量の減少に伴い、技術的難易度の比較的高い業務が減少したことが一因であると考えられる。

「調査・設計等業務に関する入札・契約の実施状況」<sup>2)</sup>によれば、技術点の配点比率が高いほど業務成績表定点が良好になる傾向がある。

また、海外に目を向けると、米国においては多くの発注機関が公告後に技術的に最も優れた建設コンサルタントを選定し交渉の上で契約するQBS（Quality Based Selection）方式を強く推奨し、欧州においてはQCBS（Quality and Cost Based Selection System）が主流であるものの、関係機関が交渉方式の適用拡大や価格点比率を20%以下にすること等を求めている。<sup>4)</sup>

調査・設計等業務の成果は事業全体のリスクやライフサイクルコストに多大な影響を及ぼす。調査・設計等業務における費用削減が、事業全体のコストを増大させることがないように、成果品の品質確保や調査・設計等分野

における技術力向上を目指す観点からは、より技術力を重視した1：2、1：3の普及が望まれる。

(3) 低入札落札の発生状況

a) 結果

地方整備局等が実施した調査・設計等業務について総合評価落札方式と価格競争方式それぞれの低入札落札発生率を図-3に、低入札落札件数を表-1に示す。この図は、平成23年度時点で履行確実性評価の対象範囲である予定価格が100万円を超える業務と対象範囲外の予定価格が100万円以下の業務に分けて示している。なお、国土交通省の低入札価格調査制度は、予定価格が100万円を超える業務を対象としているため、本研究において「低入札」とは、（1）予定価格が100万円超の業務については低入札価格調査制度における調査基準価格を下回る入札、（2）予定価格が100万円以下の業務については予定価格の75%以下の入札と定義した。予定価格が100万円を超える総合評価落札方式においては、低入札落札発生率が平成20年度の39.1%から平成23年度の0.7%へと激減している。一方で、価格競争方式と予定価格が100万円以下の総合評価落札方式では、依然として20%以上の高い低入札落札発生率となっている。

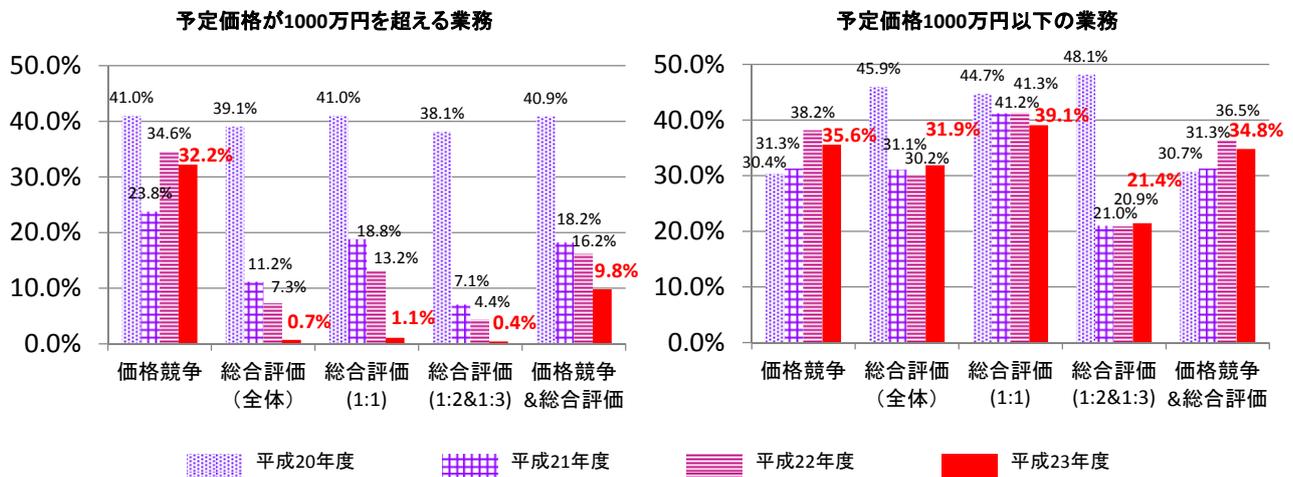


図-3 調達方式別低入札発生率<sup>2)</sup>

表-1 調達方式別低入札発生件数<sup>2)</sup>

年度	対象業務	調達方式				
		価格競争	総合評価 (全体)	総合評価 (1:1)	総合評価 (1:2&1:3)	価格競争 & 総合評価
H23年度	対象業務	2,061	5,051	2,089	2,962	7,112
	低入札落札	664	36	23	13	700
H22年度	対象業務	2,046	4,261	1,425	2,836	6,307
	低入札落札	707	312	188	124	1,019
H21年度	対象業務	3,721	2,930	1,019	1,911	6,651
	低入札落札	884	327	192	135	1,211
H20年度	対象業務	3,995	307	105	202	4,302
	低入札落札	1,638	120	43	77	1,758

## b) 考察

総合評価落札方式においては、成果品の品質確保を図るために、予定価格が一定額を超える業務に対して履行確実性評価を導入している。履行確実性評価とは、調査基準価格を下回った場合に、総合評価点を構成する価格評価点と技術評価点のうち、技術評価点の技術提案に関わる部分について、履行確実性審査の結果に応じて0.0から1.0までの一定の数値を乗じるものであり、調査基準価格を下回り履行確実性審査が実施された案件における落札件数は非常に少ない。平成22年度に履行確実性評価の試行を実施後、低入札落札発生率は減少傾向にあり、履行確実性評価の対象業務を予定価格が2000万円を超える業務から1000万円を超える業務に拡大した後の平成23年度には、予定価格が1000万円を超える総合評価落札方式においてほぼ低入札落札が発生しない状態となり、履行確実性評価の導入が奏効したものと考えられる。ただし、上述の低入札落札発生率には、履行確実性評価を導入している業務において調査基準価格を下回り、途中で入札を辞退したケースが含まれない。このようなケースが履行確実性評価実施業務全体の2割弱発生している<sup>り</sup>ため、今後の辞退者の動向と履行確実性審査の実施状況に注意する必要がある。

なお、平成20年度から平成21年度にかけて、総合評価落札方式全体で低入札落札発生率の大幅な減少が見られるが、これは価格競争から総合評価落札方式への切替の過渡期において入札者の入札行動が変化したことが大きな要因であると推察される。

一方で、価格競争方式と予定価格が1000万円以下の総合評価落札方式については、一部の地方整備局において予定価格1000万円以下の業務に対しても調査基準価格に相当する価格の設定等の対策が実施されているものの、全国的な低入札対策が実施されていないため、依然として低入札落札が多発しているものと考えられる。

## (4) 総合評価落札方式における入札金額の状況

### a) 結果

調査・設計等業務において地方整備局等が実施した予定価格が1000万円を超える業務の総合評価落札方式について、落札率・入札率（落札額・入札額を予定価格で除した値）毎の業務件数分布の推移を図-4に示す。落札率は、調査基準価格が設定されている80%付近に集中する傾向があることが分かる。調査基準価格は業務によってその値が異なるため、各業務の落札額・入札額を各業務の調査基準価格で除した値を「調査基準価格率」と定義し、1ポイントの幅の各「調査基準価格率」帯における落札件数・入札件数の当該年度における全落札件数・全入札件数に対する割合を各調査基準価格率帯における落

札・入札の「出現頻度」とし、この調査基準価格率帯と出現頻度の関係を図-5に表した。落札・入札ともに調査基準価格率100%～105%付近において出現頻度が年々高くなる一方で、調査基準価格率100%未満の分布が大きく減少していることが分かる。ここで、調査基準価格率100%以上105%未満の範囲における落札・入札の出現頻度の累計値を表-2に整理した。落札・入札ともに年々この範囲の出現頻度が高まり、平成23年度は、落札件数・入札件数の半数以上が調査基準価格率100%以上105%未満に集中していることが分かる。

## b) 考察

調査基準価格を下回る落札・入札が著しく減少している理由としては、先述の履行確実性評価の導入とその適用範囲の拡大が考えられる。一方で、落札と入札が調査基準価格近傍の調査基準価格率100%以上105%未満に集中している点については、入札者が調査基準価格を強く意識していることが原因であると考えられる。総合評価落札方式が価格に加えて技術力により落札者を決定する入札方式であるにもかかわらず、調査基準価格を意識した入札行動をする理由としては、技術力を有する入札者がその技術力を入札価格に十分に反映できないことが考えられる。以下の章においては、受注者聞き取り調査の結果をもとに、調査基準価格近傍に入札がおこなわれる原因について考察する。

## 3. 総合評価落札方式に関する受注者聞き取り調査の結果

### (1) 聞き取り調査の概要

総合評価落札方式において、調査基準価格近傍に入札が集中する原因について把握するために、受注者に聞き取り調査を行った。聞き取り調査は、平成24年8月から平成25年2月にかけて、受注者となる建設コンサルタント等で構成される団体（（一社）建設コンサルタンツ協会、（一社）全国建設コンサルタント業協会連合会、（一社）全国測量設計業協会連合会）に所属する会員企業の代表者延べ65名に対して延べ10回にわたり実施した。聞き取り調査の項目は、「（1）総合評価落札方式において調査基準価格近傍で入札する理由」、「（2）総合評価落札方式の評価方法として望まれるもの」である。

### (2) 聞き取り調査の結果

聞き取り調査の結果を表-3に整理した。調査基準価格近傍で入札する動機として、過去の入札において、技術点1位が複数存在すること、各参加者の技術点が僅差であることを挙げている例が多かった。これに関して受注者は、技術提案書等の評価においてより点数差が開く

評価方法をとることや、価格と技術に関する配点比率において1：3や1：2など技術力がより重視されるような評価方法をとることを求めている。その一方で、技術

点の予想が困難であることや入札する時点で他の入札者との技術点差が不明であることから、調査基準価格近傍に入札せざるを得ないとの意見もある。

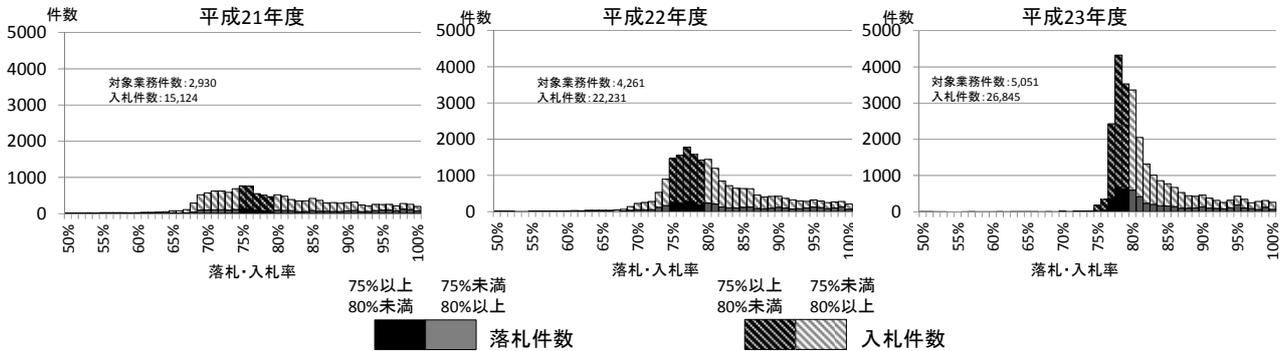


図-4 落札率・入札率別落札・入札件数<sup>1)</sup>

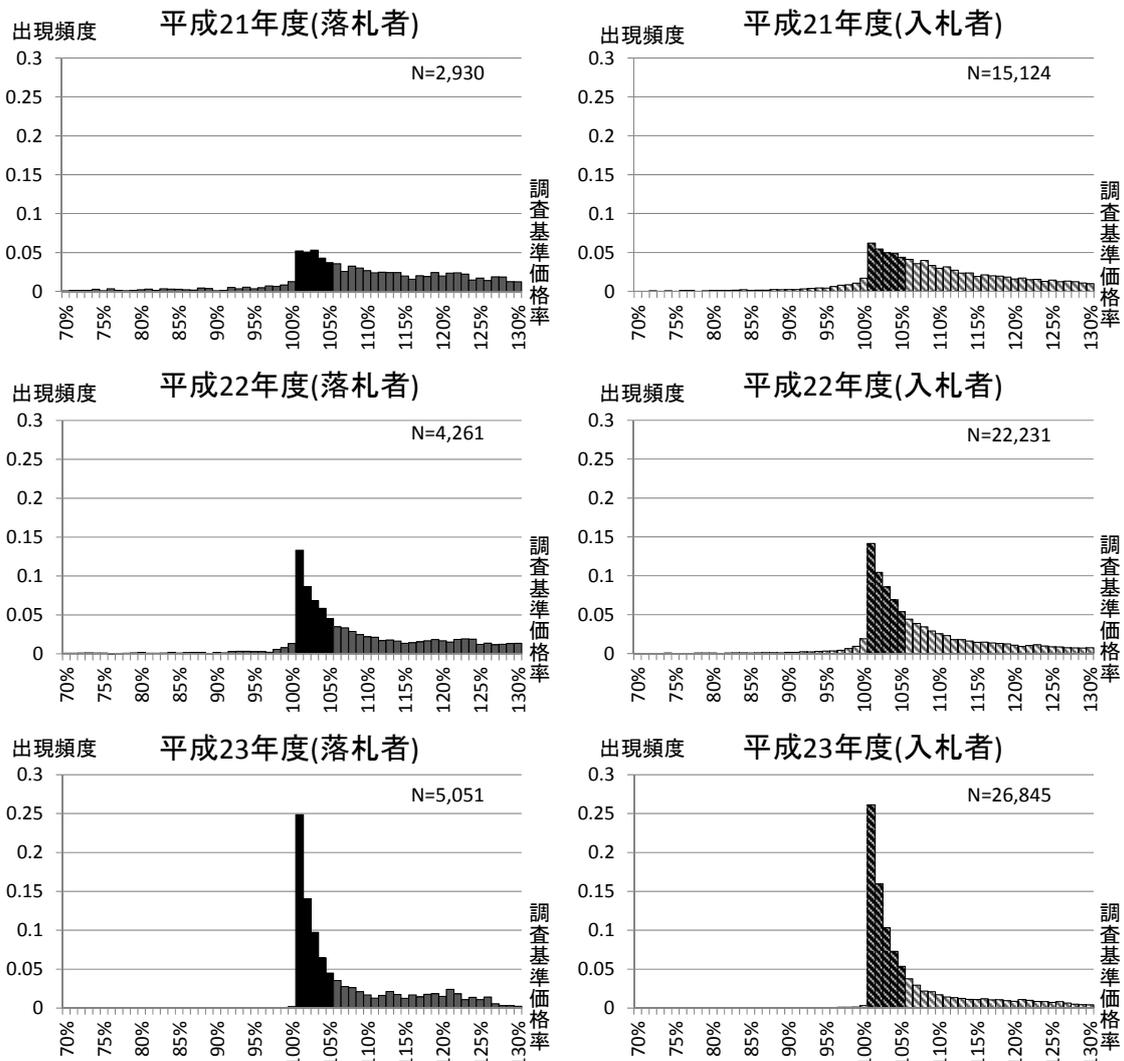


図-5 調査基準価格率別出現頻度<sup>1)</sup>

表-2 調査基準価格率 100%以上 105%未満における出現頻度<sup>1)</sup>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
落札	0.211	0.359	0.553
入札	0.231	0.420	0.600

また、比較的規模の小さい地域コンサルタント等からは、直轄事業の業務実績・表彰に関する評価において不利な場合、調査基準価格の直上で入札することにより価格面での優位性を確保しようとするとの意見が聞かれた。これに関連して、技術点において業務成績や表彰の既定の評価よりも技術提案書の評価を重視することや、手持ち業務の受注額・件数を技術点に加味することを望む意見があった。

さらに、先述の履行確実性評価の導入後は、低入札を行った場合において、第三者照査の設置義務等のペナルティを負いながら業務を受注することなく、入札の途中段階において入札を辞退することが可能となったため、調査基準価格近傍に価格を設定しやすくなったとの意見もあった。

### (3) 考察

聞き取り調査においては、各参加者の技術点の差が小さいことや技術点が予測不能であるために調査基準価格近傍へ入札するとの意見が多かった。優れた技術提案書を作成した場合、その過程において、一定の提案書作成コストを要しているため、他社と比較してどの程度技術点を獲得できるか予測が困難な状況下では、そのコストを少しでも確実に回収しようとし、価格競争を誘発しているものと考えられる。競争者間における技術点差の状況については、次章以降、入札データの結果をもとに詳細に考察する。

競争者間における技術点の相対的な評価値が不明であることへの対応については、一点目として、技術点や価格点に関する入札結果について可能な限り詳細に公表すること、二点目として、過去の入札データを分析し、その結果を広く入札参加者に認知させることが考えられる。前者については、落札者の技術提案内容と他の入札者の技術提案内容を比較整理したものや、技術提案の内容を点数化したプロセスを公開することも考えられるが、技術提案内容には各入札者のノウハウが記載されているため、各入札者が独自に保有する技術情報を保護する観点から困難であると考えられる。現状において、「予定技術者の成績及び表彰」、「評価テーマ」等といった技術評価点の内訳レベルの点数が入札後に公開されているが、入札結果の公表はこのレベルが限界であるものと考えられる。一方、後者については、業務内容によってその技術点差の分布は大きく異なることが予想され、業務内容毎の技術点分布を分析・公表することによって、入札者

表-3 聞き取り調査の結果

<b>(1)総合評価落札方式において調査基準価格近傍で入札する理由</b>	
・過去の入札において、技術点1位が複数存在したり、各入札者の技術点差がわずかであったりするため。	
・入札する時点で他の入札者との技術点差が不明であるため。	
・直轄事業における業務実績、表彰が少ない分を価格面で埋め合わせるため。	
・履行確実性評価実施業務において、低入札時の入札辞退が比較的容易にできるようになったため。	
<b>(2)総合評価落札方式の評価方法として望まれるもの</b>	
・技術提案書等の評価は、極力、点数差が開くような方法をとるべきである。	
・価格競争を緩和するためには、価格と技術の評価に関する配点比率をより技術重視とすべきである。	
・技術評価点のうち、業務成績や表彰の評価よりも技術提案書の評価を重視すべきである。	
・手持ち業務の受注額・件数を技術点の一部として採用するべきである。	

は業務内容に応じて入札額を設定することがある程度可能になるものと考えられる。

技術評価における業務実績や表彰の点数化に関しては、過去の実績を評価することが新規参入を困難にし、一部の技術者、事業者に業務が集中することが従前より受注者側からのみならず発注者側からも懸念されている。これに対しては、関東地方整備局や中国地方整備局で発注する一部の業務において手持ち業務量の点数化や技術者表彰の点数化の廃止を実施しているところである。今後は、こうした地方整備局独自の取組の全国展開を見据えて、取組の結果に注視したい。

## 4. 総合評価落札方式における技術評価について

先述の受注者聞き取り調査における、競争各者の技術点差が小さいために調査基準価格近傍へ入札が集中しているとの意見を踏まえて、平成23年度に実施した総合評価落札方式における技術点1位と2位の得点差を以下に整理した。

### a) 結果

総合評価落札方式における技術点1位と2位の差について、各得点差の業務件数割合を図-6に示し、各配点比率における得点差の平均値を表-4に示す。平均得点差は、配点比率1：2の場合が最も大きく5.58点となっている。また、1：2においては5点以上差が開いている業務が全体の37%を占め、1：1の23%、1：3の21%に比して大きい。一方で、1位と2位が同点である割合は、1：3が最も小さく、0%となっている。全配点比率の半数近くの業務において技術点1位と2位の差が3点以下となっている。

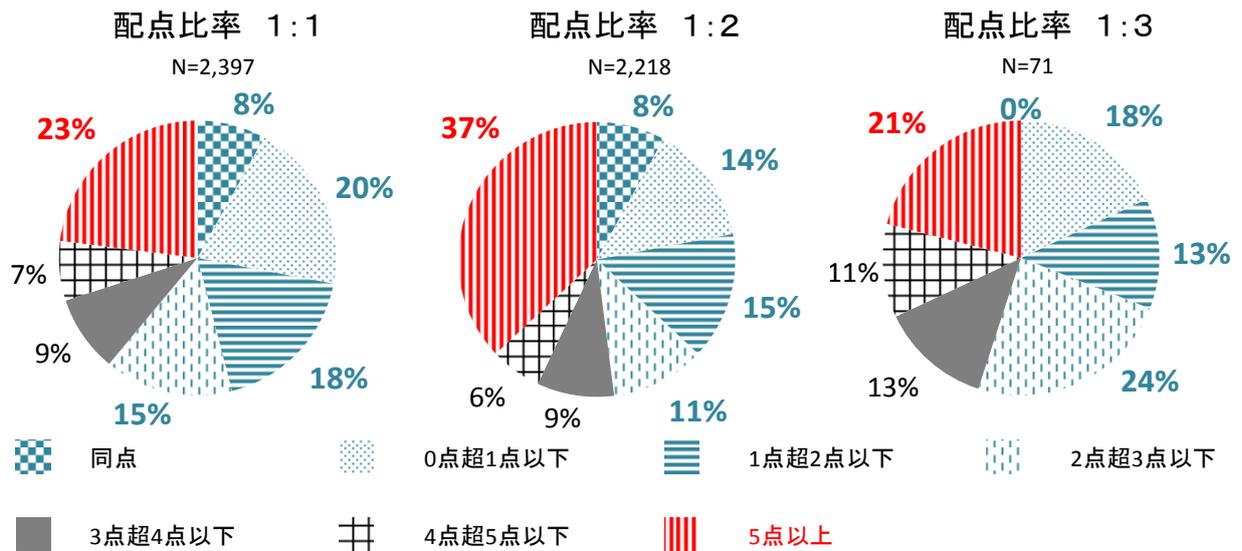


図-6 技術点1位と2位の得点差の割合(平成23年度)<sup>1)</sup>

表-4 配点比率別平均得点差<sup>1)</sup>

配点比率	1:1	1:2	1:3
平均得点差	3.61	5.58	3.82

#### b) 考察

技術点が60点満点、価格点が20点満点～60点満点であることを考慮すると、全配点比率の半数近くにおいて、技術点1位と2位の差が3点未満である現状は、入札者が自身の技術力の優位性を価格に反映させることを躊躇させるものであると考えられる。仮に、配点比率が1:1の入札において、技術点1位と2位の入札者の得点差が2点である場合、技術点1位の入札者は、技術点2位の入札者の入札額に対して、僅か3%程度しか入札額に上乗せができない。一方で、配点比率が1:3の入札において、技術点1位と2位の入札者の得点差が5点である場合、技術点1位の入札者は、技術点2位の入札者の入札額に対して、25%の入札額の上乗せが可能である。入札者の技術力を十分に入札額に反映させ、価格競争を緩和するために、発注者側は技術点に差がより生じやすい配点や評価方法を導入するとともに、配点比率を設定するに際し、より技術点の配点比率が高い1:2、1:3を極力採用することが重要であると考えられる。地方整備局等において配点比率を決定する際には、運用ガイドライン<sup>9)</sup>が用いられているが、これによると、総合評価落札方式標準型は1:2と1:3で実施され、評価テーマ(発注者が業務毎に設定)に関する技術提案と業務の実施方針を求めることとなっていることに対し、総合評価落札方式簡易型は原則1:1で実施され(限定的に1:2も実施可能)、技術提案として実施方針の提出のみを求めることとなっている。早期発注、受発注者負担軽減の観点か

らは、評価テーマに関する技術提案の提出がなく、手続き期間が短い、簡易型の1:1の方がメリットが大きく、より適用されやすいものと考えられる。

こうした中で、九州地方整備局においては独自の取組として、平成25年度より、受発注者の負担を軽減し1:2、1:3の採用を促すことを目的として、従来、総合評価落札方式簡易型のみでヒアリングの省略が可能であった運用を、総合評価落札方式標準型においても省略できるよう変更している。技術点を重視する観点からは、当面の対策として有効であるとも考えられるが、ヒアリングの省略については、その妥当性について引き続き十分な検討が必要である。

翻って、民間企業の発注事例を見ると、東日本高速道路株式会社等の総合評価落札方式においては、価格競争を緩和させるために、調査基準価格近傍における価格差の評価点への影響を押さえるような評価値算定式を用いている<sup>9)</sup>。このような事例を参考に、価格点算定方法を見直し、価格競争を緩和することも考えられる。

#### 5. まとめ

本研究においては、国土交通省直轄事業の調査・設計等業務において総合評価落札方式の導入状況について概観し、低入札落札が減少する一方で、調査基準価格近傍に入札額が集中し、価格競争が依然として緩和されない原因について分析した。受注者からの聞き取り調査により、調査基準価格近傍への集中の原因としては「競争者間において技術点差が小さいこと」や、「自身の相対的な技術点の位置を予測することができないこと」、「業務実績や表彰など技術点における既定値の割合が大きいこ

と」が指摘された。これを受けて、技術点における1位と2位の点数差について分析を行ったところ、2割から4割程度の業務において5点以上の点数差が生じているものの、半数近くの業務において3点差以内の僅差であることが判明した。

以上を踏まえ、今後は、技術点の差がなるべく生じるような評価方法、評価点算出方法を検討する必要があるものと考えられる。また、業務によって技術点差が異なることを認知させ、入札参加者が技術力を価格に反映させやすくするために、業務の種別毎に平均技術点数差を分析し公表する等、受注者に対する発注者からの情報提供を積極的に行うことも重要である。今後は、受注者が安心して技術力の優位性を価格に反映させることができる入札手法について検討したい。

#### 参考文献

- 1) 一般財団法人日本建設情報総合センター：入札情報サービス，  
<http://www.i-ppi.jp/IPPI/SearchServices/Web/Index.htm>
- 2) 調査・設計等業務に関する入札・契約の実施状況（平成 23 年度年次報告書・詳細版），国土技術政策総合研究所，2013.
- 3) 森田康夫，大谷悟，吉田純土，南昌宏：土木技術資料 第 54 巻 第 12 号，pp.50-53，一般財団法人土木

- 研究センター，2012.
- 4) 木下誠也：公共事業における建設コンサルタント業務の調達方式に関する国際比較研究，土木学会論文集 F4（建設マネジメント），Vol. 68, No. 4, I\_169-I\_179, 2012
- 5) 建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン，調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会，2011.
- 6) 東日本高速道路株式会社：工事における総合評価落札方式及び低入札価格調査の改善について，2012.
- 7) 木下誠也：公共調達研究，pp.118-136，日刊建設工業新聞社，2012.
- 8) 重高浩一，溝口宏樹，毛利淳二：総合評価方式による詳細設計業務等の入札に関する考察，第 25 回建設マネジメント問題に関する研究発表・討論会講演集，2007
- 9) 調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会資料，国土交通省，2013.
- 10) 建設コンサルタント白書，一般社団法人建設コンサルタンツ協会，2012.
- 11) 國島正彦，庄子幹雄：建設マネジメント原論，山海堂，1997.

(2013. 5. 20 受付)

## A Study on the Quality and Cost Based Selection System which is Operated by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism in the field of Construction Consultant Engineering

Jundo YOSHIDA, Yasuo MORITA, Satoru OTANI, Masahiro MINAMI,  
and Tomoyumi KOMIYA

The dumping prevention system have greatly decreased the low price of successful biddings in the Quality and Cost Based Selection System(QCBS). On the other hand, many bidding prices are immediately above the threshold price for low price inquiry. Some possibilities emerged after the interviews with bidders. The reason of such bidder's action seems that many bidders didn't consider about capabilities of their own engineerings, when they decided the bidding price.

On this study, we review the latest trend of QCBS, and examine the recent problem of QCBS, that is way of evaluation approach about quality and price.